# 央粟市水道ビジョン(令和 4 年度~令和 13 年度)案に関する パブリックコメント実施要領

# 1. 案件名

宍粟市水道ビジョン(令和4年度~令和13年度)案に関するパブリックコメント

# 2. 募集期間

令和3年11月22日(月)から令和3年12月24日(金)まで

# 3. 事務局

建設部 上下水道課

# 4. 募集の趣旨

央粟市水道ビジョン(令和4年度~令和13年度)の策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

今回の水道ビジョン案は、前回の水道ビジョンの計画期間満了に伴い策定するもので、令和4年度から令和13年度までの計画期間となります。

この計画は、将来にわたる水道事業の諸課題に対応するため、経営戦略や事業の取り組み内容を策定するものです。

提出されたご意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

#### 5. 公表資料 (別添参照)

宍粟市水道ビジョン(令和4年度~令和13年度)案 宍粟市水道事業経営審議会等による審議経過と概要

#### 6. 閲覧場所及び閲覧時間

場所	時 間
建設部 上下水道課	
各市民局 まちづくり推進課	月~金曜日(祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分
三方町出張所	
市立図書館	午前 9 時 30 分~午後 5 時 30 分
	(月曜日、祝日、月末日、特別整理期間を除く)
市ホームページ	募集期間最終日まで終日

# 7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

# 8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

# 9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持参	6. 閲覧場所及び閲覧時間にご提出ください。
	(市ホームページを除く。)
郵送	建設部 上下水道課まで郵送してください。
	〒671-2593
	宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
	宍粟市 建設部 上下水道課 宛
ファックス	0790-63-0305
電子メール	suido-kk@city.shiso.lg.jp
市ホームページ	入力フォームより送信ください。

# 10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。 (氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。 なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしま せん。